平成２４年（フ）第１２３２２号
東京都葛飾区高砂２―15―３　立花荘、住民票上の住所東京都大田区南蒲田３丁目14―17川村方201
債務者　尾石　　勉
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３２４号
東京都大田区萩中２丁目６－８―201
債務者　中居　淳樹
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３２５号
東京都練馬区石神井台３丁目24―39―104
債務者　徳山　雄一
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３２６号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目32―５―205
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３３２号
東京都八王子市寺田町300―１―603
債務者　小山　浩司
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３３３号
東京都板橋区中台３丁目11―10―532
債務者　長谷川宏和
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３３４号
東京都狛江市中和泉５丁目39―11―101
債務者　栗原　　稔
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３３８号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　須山　高宏
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３３９号
東京都墨田区本所４丁目10―８―403　Ｄ―Ｒホームズ本所吾妻橋
債務者　内田龍之介
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３４０号
東京都立川市富士見町１丁目11―５―407
債務者　下村　芳明
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３４６号
東京都江戸川区中葛西２丁目14―５　第３のぼる荘203
債務者　松浦　利光
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３４７号
岩手県一関市真柴字中田41―150
債務者　松浦　公子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３６４号
東京都北区西ケ原３丁目１－９―301
債務者　西村　信彦
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2740番地２
債務者　松浦いづみ
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１２２９３号
神奈川県横浜市磯子区上中里町735―２―201
債務者　加賀原崇之
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３１４号
東京都東久留米市上の原１丁目３－３―312
債務者　石塚　瑛敏
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部